



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 10 月 24 日（月曜日）号外 第 40 号

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

## 目 次

頁

### 告 示

- 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法の実施 ----- (家畜防疫対策課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 702号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第 9 条の規定により、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びびだちょうを飼養する県内家きん飼養農家に対し、次のとおり消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法を実施することを命ずる。

令和 4 年 10 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 実施の目的  
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を緊急的に予防するため
- 2 実施する区域  
県下全域
- 3 実施の期日  
令和 4 年 10 月 27 日から令和 5 年 5 月 31 日までの間
- 4 消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法  
次に掲げる方法による。
  - (1) 消毒方法  
消石灰等の消毒薬を飼養農場内（家きん舎の周囲及び衛生管理区域外縁部）に散布すること。
  - (2) ねずみ、昆虫等の駆除方法  
飼養農場内での殺そ剤及び殺虫剤の散布又はそれと同等の効果が認められる方法